

議事日程 (第2号)

令和元年12月9日 午前10時00分開議

日程第1	議案第31号	壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第2	議案第32号	壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第33号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第34号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第35号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第36号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第37号	壱岐市水道事業職員の給与に関する条例の制定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第38号	壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第39号	壱岐市種苗生産施設条例の一部改正について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第40号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第41号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐風民の郷)	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第14	議案第44号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市宮印通寺共同店舗)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第45号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舎壱岐島荘)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第46号	第3次壱岐市総合計画の策定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第47号	消防ポンプ自動車購入契約の変更について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

日程第18	議案第48号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第19	議案第49号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第50号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第51号	令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

---

出席議員（15名）

1番	山川 忠久君	2番	山内 豊君
3番	植村 圭司君	4番	清水 修君
5番	土谷 勇二君	6番	久保田恒憲君
7番	音嶋 正吾君	9番	小金丸益明君
10番	町田 正一君	11番	鵜瀬 和博君
12番	中田 恭一君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	赤木 貴尚君
16番	豊坂 敏文君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君

保健環境部長 …………… 高下 正和君 建設部長 …………… 永田秀次郎君  
農林水産部長 …………… 谷口 実君 教育次長 …………… 堀江 敬治君  
消防本部消防長 …………… 下條 優治君 総務課長 …………… 中上 良二君  
財政課長 …………… 松尾 勝則君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ報告をいたします。壱岐新報社の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 議案第31号～日程第17. 議案第47号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第31号壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてから、日程第17、議案第47号消防ポンプ自動車購入契約の変更についてまでの17件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第31号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） おはようございます。それでは議案第31号について、発言通告書に基づきお尋ねをいたします。

この議案の提案理由では、壱岐市立芦辺中学校校舎改築及び改修事業における完成の遅延に伴い、発注者としての行政責任、また教育委員会の事務局を統括する立場にある教育長の責任を明確にするため、市長及び教育長の給料を1カ月間、10分の1減額するものであるというふうに示されておりますので、このことにお尋ねします。

この内容は、市長が6月議会において、私が発注者であることから行政責任をとるということをお答弁されていたわけですから、このような12月の時期に芦辺中学校が開校され、この時期に責任を明確にされたことはよくわかりますが、この減額の根拠についてはどのような基準といたしますか、こういう額、期間等になるのかが、もうすこしやはり知っておくべきではないかと私自身思いましたので質問をさせていただきます。よろしくお願います。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

○市長（白川 博一君） 4番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

議案第31号壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例について、給与の減額について根拠があるのかという御質問でございます。

結論から申しますと、地方公務員法、あるいは地方自治法等に法令による根拠はございません。今回の給与の減額につきましては行政報告で申し上げましたように、芦辺中学校の工事遅延により、新校舎での開校が大幅におくれました。幸いにも、その間、旧校舎での事故等が無かったことについて安堵をしたところでございますが、工事のおくれ及び開校のおくれについて、その責任は工事の契約当事者である私にあると判断をいたしました。そのようなことから、今回、みずからの判断として1カ月間、10分の1の減額を提案申し上げたところでございます。教育長も同様の認識がございまして、みずから減額の申し出があったことを申し添えております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水修議員。

○議員（4番 清水 修君） 責任問題については、私たちがテレビ等で国会中継などをみますが、いろんな追求がなされる中で、果たしてこういう責任のとり方は云々とかいうのをいろいろ感じる場面があるわけですが、今回のこの事案につきましては、市長みずから、きちんと責任の明確化として、法的根拠はないけれども、負うべき責任を果たすために、このように議案を提出して、そして教育長も自主的にそれに一緒にされるということはよくわかりました。

今後こういった工事関係というのは、壱岐の現状から見ても非常に厳しい人手不足やかれこれあろうかと思しますので、今後こういった責任を追求されるようなことが起きないように、ぜひ今後に活かしていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんね。

○議員（4番 清水 修君） はい。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第39号についての質疑の通告がっておりますので、これを許します。6番、久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 議案第39号壱岐市種苗生産施設条例の一部改正についてということで、この一部改正については異論はないんですけど、説明の中で、大島のアワビ種苗センターではウニの栽培にも取りかかっているというふうな説明がありました。初めて聞いたわけですし、御存じのように、ここ数年、壱岐の中でウニが非常にとれなくなってきました。そのことで関係の業者さん、特に、例えばウニを売り物にしている料亭であるとか、旅行の計画のツアー会社であるとか、そういうところに非常に心配がされているわけです。そこで、もう既に、そういう状況の中でウニのほうにも素早く手を打って取り組まれているのかなと思って質問をさせていただきました。回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） おはようございます。ただいまの質疑に対しまして回答させていただきます。

大島の壱岐栽培センターの経緯と取り組みの内容はとの御質問でございます。

平成4年度に旧3町と4漁協が費用を負担し建設した竹ノ浦アワビ中間育成センターでアワビの中間育成をしておりましたが、壱岐沿岸において栽培漁業のより一層の促進を図るため、アワビ種苗の増産とその他の種苗生産を行うことを目的に、平成20年度に、大島にありました壱岐市アワビ種苗センターへ各種施設が増設をされまして、平成21年度より壱岐栽培センターとして供用開始をいたしております。増設された施設の概要といたしましては、貝・ウニ飼育棟1棟、魚類飼育管理棟1棟、機械・電気棟1棟、取水ポンプ棟が整備をされております。

施設の生産内容としましては、アワビが60万個、赤ウニが25万個、カサゴが13万尾の生産できる施設ということになっております。また、近年では各漁業者、各集落のニーズに応えるべく、岩牡蠣、青ナマコ、海藻種糸類等の生産も行っているところでございます。近年、壱岐海域周辺は磯焼けが進行いたしてございまして海藻類が少なくなっておりますけれども、磯焼けの状況を踏まえた種苗生産放流計画につきまして、現在、県と及び市内5漁協などと協議を進めている状況でございます。赤ウニにつきましては、大体10ミリから20ミリのサイズまで大きくしましてから、それから放流をするといったことで進めている状況でございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 以前からアワビの関係とか、あるいはほかの稚魚の放流とかいうのは知っていましたが、なかなか業績が上がっていないという内容のところ、今回、新しくウニとかそういうものに手をつけられているということは非常にいいことだと思いますが、平成21年度から、現時点でウニも少しずつちっちゃいのを、多分放流されているんですか。放流の仕方によっては、なかなかうまくいかないという現実があるんですよね。もちろん、専門的に調べられて、その上での放流ですので、経過は私なんかより御存じだと思いますけど、ぜひ今後もウニ、それからアワビもそうですけど、放流の成果がどのくらい上がっているのかも含めて検証していただいて、先ほど言いましたように、特にウニに関しても、もう喫緊の課題ですので、各漁協さんにもそういう情報を、あるいは漁業の方にもそういう情報をお伝えしながら、いろんな方法もとっていただければと思っております。

放流だけではなくて、例えばウニに餌を食べさせるとか、そこからかなり大きくして生産にこぎつけるとか、各漁業の方も、それなりにいろいろウニに限っても工夫されていますが、どうしても個人でやる分については、なかなか成果が出るころまでいけないというのが現状のようですので、そういう漁業の方の、あるいは漁協との連絡もぜひ密にさせていただいて、そのような方々の意見も取り入れながら生産の向上につなげていただきたいと思います。

質問は以上ですけど、もし返答があればお願いをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの御提案でございますけれども、放流の成果等につきましても、漁協、漁業者と調整をしながらなるべく、非常に難しいところではございますけれども、そういう成果がつかめるように、どうしたらいいかというのを研究していきたいと思っております。

それから、ウニの餌の関連につきましても、さまざまな、例えば食品ロスとなる野菜等もございますし、そういったものが使えないのか、そういったものも含めて研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 再質問はありませんか。

○議員（6番 久保田恒憲君） ありません。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。

次に、議案第41号についての質疑の通告がっておりますので、これを許します。6番、久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 議案第41号指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）ということで、通告しておりますように、説明の中では、長年の実績に基づき、引き続き、現在の管理者継続というふうに伺っていますが、数年前、私が前回の議員のときに、非常に経営状態が厳しいなというような時期もあったかに思っております。そこで、現在の壱岐出会いの村の経営状況の状態をお尋ねしたいと。それに対して壱岐市はどのように考えておられるかということで、回答をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの質疑に対してお答えをいたします。

壱岐出会いの村は農産品の加工体験、それからシーカヤック、シュノーケリング、釣りいかななどを備えた体験型宿泊施設となっております。この宿泊施設を利用して、島内の小学5年生の児童約300人を対象に1泊2日で宿泊をし、それからカヌー体験、釣り体験と黒崎半島の探索等の課外学習に取り組んでおり、学校関係者から高い評価を得ているという状況でございます。

農産品の加工につきましては、地域の加工組合等により蜂蜜、あんこ練り、海藻類の乾燥など加工品を製造し、市内の農水産加工品や土産品等をあわせて猿岩物産館で販売をいたしているところでございます。

指定管理者の壱岐出会いの村振興会は、5人の職員と2名の臨時職員で運営をいたしております。その職員のうち、2名は財団法人都市農山漁村交流活性化機構認定のグリーンツーリズムインストラクター、エスコーター、それから社団法人日本キャンプ協会認定のキャンプインストラクターを取得されております。また、調理師の免許、消防法施行令第3条第1項第1号の規定に

よる防火管理講習課程の修了証、それから普通救命士講習修了証の取得者の皆さんがそれぞれいまして、体験メニューを受け入れており、今まで無事故で運営をしている実績がございます。

そういったことで、壱岐出会いの村は平成9年度から供用開始をしております、経営状況の3カ年の推移を申し上げますと、30年度は収入金額5,295万9,820円、支出金額5,294万5,498円、差し引き額1万4,322円の黒字額でございます。平成29年度、収入金額5,539万740円、支出金額5,449万7,610円、差し引き額89万3,130円の黒字額でございます。平成28年度、収入金額5,301万2,240円、支出金額5,134万6,810円、差し引き額166万5,430円の黒字額でございます。

市といたしましては、実績がありますこの壱岐出会いの村振興会に今年度と同額の年額2,850万円で、指定管理者として施設の運営管理を依頼したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 黒字だということで、安心をしました。

説明の中で、島内の学校の利用ということもありましたけど、御存じのように、あそこは見晴らしもいいし、よく言われるロケーションも抜群だと私も思っております。現実的に私の知り合いのグループなんかは、壱岐サイクルフェスタがあるたびに、必ずあそこを定宿として利用しております。そういうふうに、島内のみならず、今、体験型観光の誘致とかいろいろ言われていますので、あれだけの見晴らしのいい施設をぜひもっともっと活用していけるように、壱岐市としても何か支援するところはないかなと思って今回質問をさせていただいたわけです。

指定管理者だから指定管理者でなければいけないじゃなくて、そこは壱岐市としても、あるいは観光連盟としても、その指定管理者のバックアップみたいなことは当然していいと思いますし、逆に我々もそういう場所があるということをしっかりとわかって、今後の壱岐出会いの村等の設備の発展を後押ししたいと思っております。

私たちが使ったときには、子供のバーベキューであるとか、そういうことでかなり前に使わせていただきました。しかし、今、コテージとか、最近のはやりのシーカヤックであるとか、ようやく時代が追いついてきたのかもしれないし、この機を捉えて、ぜひ今後も、まして雇用の場としても大切ですので、この壱岐出会いの村についても、壱岐市としてバックアップできる分についてはバックアップしていただきたいと思って、私のこの件の質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第43号についての質疑の通告があっておりますので、これを許します。6番、久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 議案第43号壱岐風民の郷の指定管理について。

説明の中で、雇用の場としての実績があったので指定管理者継続っていうことでした。当然、今、日本国内、それから長崎県においても求人倍率はここ数年1. 何倍とかいうふうになっておりますが、離島において、それがそのまま喜べるものかどうかというのは非常に疑問なわけです。どうしても雇用の場、そしてその雇用の場も、やはり条件のいい雇用の場であってほしいと。そのためには、こういう指定管理、そういうところの存在っていうのは非常に重要なので、そういう意味で雇用実績がどのようにあるのかということで質問をしております。答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの質疑に対して、お答えをいたします。

壱岐風民の郷は、平成10年から供用開始となり、地域の雇用や憩いの場、体験農業の場としての実習館となっております。

農園では、地権者と小作契約をされた地域の方により、施設園芸のアスパラガス、メロン、イチゴ等の栽培と露地野菜のカボチャ等を栽培されております。

実習館では、当初、農産加工品と食堂経営による雇用の場を創設することとなっておりますが、集客力が弱く、売り上げが低迷していた中で、国の検査で指摘を受けて見直しが必要になり、補助事業の目的に沿って売り上げを伸ばすため検討した結果、地域食材を利用した弁当づくりで売り上げを伸ばすこととなり、改善計画を作成をいたしております。そのため、食材については農協の直販所からの購入が中心となっております。

指定管理者の壱岐風民の郷振興会は、会長が1名、食堂加工主任として1名と臨時職員で運営をいたしております。弁当づくりを中心として食堂経営を行うことにより、6人の臨時職員を雇用しております。

食堂は土日と祝日を休日として平日の営業となっており、6人のうち4人がローテーションで出勤をし、仕込みと片づけが終わる午後2時30分ごろまでの食堂勤務で時間給となっているところでございます。

また、地域の生活改善グループで結成された一支米倶楽部がこの施設を利用して、地域食材を利用したおにぎり、弁当等を販売をされております。

壱岐風民の郷は、農園、ふれあい広場、周回道路の施設がありまして、実習館とあわせて管理運営を依頼しているところでございます。

売り上げと雇用の状況につきましてでございますけれども、平成30年度収入金額、全体で1,457万8,016円、支出金額1,380万9,639円、差し引き76万8,377円の黒字でございます。

そのうち、食堂販売収入が781万9,550円、うち食堂雇用賃金が490万1,585円でございます。



平成29年度を申し上げますと、全体収入金額1,459万2,157円、支出金額1,457万3,063円、1万9,094円の差し引き、黒字額でございます。うち、食堂販売収入は761万1,680円、うち食堂雇用賃金として523万8,642円でございます。

平成28年度収入金額は1,699万7,898円、支出金額1,680万364円、差し引き19万7,534円の黒字でございます。うち、食堂販売収入が988万5,050円、うち、食堂雇用賃金として594万1,490円の支出となっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 久保田恒憲議員。

○議員（6番 久保田恒憲君） 詳しい説明、ありがとうございました。

私たちが風民の郷はお昼の弁当を食べるぐらいしか、なかなかなじみがないわけです。以前、私も食堂にも行ったことがありますし、最近ものぼりが立っているんで、ちょっと寄ってみようかなと思っているんですけど、なかなか寄る機会がありません。

今後、やはり私たちもそういう雇用の場として活動されているのであれば、また積極的に、そういう場所の利用も考えていこうとは思っていますが、御存じのように、壱岐の人口は少しずつ減っております。減っている中で、いろんな商業施設はどんどんふえてきております。今度はコスモスもできましたけど、冷凍食品であるとか、安いですね、それから中華料理屋もできましたよね。そういう中で、果たして、どういう形でこういう施設が生き残っていくのかというのは、やはり真剣に考えていくべきじゃないかと思っております。先ほど言いましたように、指定管理者任せではなくて、この時代の流れに沿った、例えば、運営はどういうふうにしていけばいいのかというのは、やはりこの数名の雇用者の中では、思いつかない部分もあるかもしれませんし、そういうところも、できれば壱岐市との連携をとりながら、その方向性というものを一緒に考えていった方がいいんじゃないかと思えます。

あるいは、それでどうしても、こういう流れに追いつかないということであれば、もう思い切って民間に全て任せるとか、そういういろんなケースも出てくるんじゃないかと思えますけど、今、雇用の場として確保されていますが、やはり、現実のその黒字とか、そういう幅を見ても、楽観視できないというのは誰が考えてみても明らかではないかと思えますので、ぜひ今後も、この指定管理、私、今度、指定管理について質問したのは、そういう、雇用の場としての指定管理者の設備を壱岐の市民として、あるいは壱岐市として、どのように捉えていって、どのように私たちが力添えができるのかなという、一つの課題があるんじゃないかと思って質問させていただきました。

以上で終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第46号についての質疑の通告があつておりますので、これ

を許します。3番、植村圭司議員。

○議員（3番 植村 圭司君） では、議案第46号第3次壱岐市総合計画についてお尋ねいたします。

今回の総合計画が総合戦略を包含しているものということを前提としてお話をするわけなんですけども、16人の審議会委員さんがいらっしゃいましたけども、その方々の中に県の関係者がいらっしゃいませんでした。それで、県行政との整合性が保たれているのかということを確認したいと思っております。

それと、第二次総合計画で達成できなかったKPI、達成目標なんですけども、それが今度の第3次総合計画で具体的改善策が示されないまま、同じ数値であるのが、もしくは低い数値で入っているのがありますけども、これまで達成できなかったものを達成させるために、進捗管理と結果の公表が大事だと考えているんですけども、こういうことに対する具体策があるのかをお伺いいたします。

さらに、KPIの設定項目の考え方としまして、どういった選定基準でこのKPIを決めたのか、また、そのKPIの値の設定根拠があったのかなかったのか、どういうふうにして考えてつくったのか、また、そのKPIの項目数なんですけども、全体としては145項目あったように感じますが、前回のその総合戦略含めた場合に155項目ありまして、若干減っています。155から145なので、大した変化はないと思っておりますけども、例えば、数字に出てこない指標、指標といいますか、数字に出てこないところがありますので、(……) KPIの設定できなかったものに対して、計画全体の進捗が図れないものと考えておりますけども、この計画全体を達成させるために、どういった対策を示してあるのかをお示しいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの植村議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の県行政との整合性は保たれているのかとの御質問でございますが、今回の第3次壱岐市総合計画は、国が定めるまち・ひと・しごと創生基本方針、長崎県が策定しております、長崎県総合計画チャレンジ2020や、現在策定中であります第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図った上で策定をしております。

これまで、国や県の方針説明会に出席しておりますし、県の計画においては、全ての市町で個別のヒアリングが行われ、県の総合計画や総合戦略との調整を行っております。また、各部署の県内課長会議や担当者会議におきましても、部署ごとの説明もあっておりますので、県の計画との整合は保たれております。

次に2点目の御質問でございます。

まず、進捗管理と結果の公表についてでございますが、第2次総合計画におきましては、まち・ひと・しごと創生会議におきまして、総合戦略の効果検証を行っていただいております。また、評価の客観性を担保するため、壱岐市行政改革推進委員会におきまして、総合計画の施策体系に基づき、前年度の施策の成果等について、第三者の立場から評価を行っていただいております。どちらの検証結果につきましても、ホームページで公表を行っております。第3次総合計画におきましても、同様の手法により効果検証を図ることとしております。

次に、KPIの項目の設定の考え方についてでございますが、現状と主な問題点を精査し、そこから課題を洗い出し、その解決に向けた具体的な取り組みを設定し、大項目での目標設定と具体的な取り組みでの目標設定を行っております。目標値につきましては、その課題解決に対して、2020年のあるべき姿を目指し、各部署において第2次総合計画の目標値、現在の進捗状況を勘案し、令和6年度の目標値の設定を行っております。

次に、第2次計画よりKPI項目が少ないとの御指摘でございますが、ただいま議員おっしゃったとおり、第2次総合計画につきましては総合計画と総合戦略、2つの計画を合わせまして155項目となっております。今回の計画につきましては総合戦略を包含して策定しており、設定項目は143項目ですので、12項目ほど少なくなっておりますが、十分に進捗度合いを評価できる計画と考えております。

次に、総合計画のKPIだけを評価しても計画全体の目標は達成できないと考えるが、その対策はとの御質問でございます。

計画の仕組みについては、基本計画となる第3次総合計画と基本計画に基づく具体的な事業計画である振興実施計画で構成しております。そのため、具体的な事業計画である振興実施計画については、内部組織である政策評価推進本部におきまして進捗状況を評価し、必要に応じて事業を見直し、目標達成に向けた対策を講じることとしております。

また、これまで同様に壱岐市行政改革推進委員会におきまして、総合計画及び振興実施計画の評価を行っていただくこととしておりますので、進捗管理は十分に可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 審議会の話なんですけども、これは前回、第2次総合計画のときには同じく16人でいらっしやいまして、今回も変わりなく、そこはわかります。

それで、今回、その総合戦略を包含しているということで、前回いらっしやいました産官学金労言の方々の御意見というのは、今回はそういう方々が入っていらっしやるだろうと思っておりますが、今のお話ですと、県との整合性、国との計画性というのが担保されているということでございますので、今後の推移を見守りまして、私もその評価のほうを見守っていきたいと思っております。

おります。

それでKPIの話なんですけども、実は今度の総合計画の中のアンケートの結果の中で、将来への希望というのがありまして、全体では「余り希望が持てない」が57.3%が最も多く、「全く希望が持てない」を含めると67.8%になりますということで、今後に対して希望が持てないという方が約7割いらっしゃったということがアンケートの結果で出ております。私もこれを見まして非常に驚きの数字だなと思っておりまして、年代で見ますと、「大いに希望が持てる」が70歳以上で12%、他の年代ではいずれも5%未満と低い状況ですというふうになっております。

そうしますと、第2次総合計画を実施してきた結果、今後への、将来への希望が持てないという結論に至っているのではないかというふうに危惧しまして、今回のこの質問をしているわけなんですけども、第3次総合計画を今回計画しまして、それを実行に移した場合に、こういった将来に希望が持てないというふうな結果がならないようにしないといけないと思っておりまして、そのためには、この進捗を見守っていく方法というのを決めておかないと、第3次総合計画、立派にできておりますけども、絵に描いた餅で終わるというふうに思っております。

そこで、そうならないために、今おっしゃいました進捗を図るように考えておりますという言葉だったんですけども、一つ確認なんですけど、この総合計画の中では、おっしゃるように市の内部組織である政策評価推進本部において進捗状況を把握すると、評価するようになっておりまして。ただ、この内部組織で評価しますと、やっぱり客観的な結果といいますのは評価しにくいのではないかと考えております。

これまでは、第三者機関が評価をしてきた結果があると思いますので、この辺をどういうふうにか考えたらいいかをちょっと、教えていただきたいんですけども、外部で評価するのか、内部で評価するのか、その公表の仕方をどうするのかを教えていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 評価についてですが、内部組織であります市の政策評価推進本部におきましても、評価しますし、外部の市の行政改革推進委員会におきましても総合計画、振興実施計画の評価を行っていくようにしております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） わかりました。そうしますと、内部と外部と両方で評価をすることになったことになりまして、その評価結果をホームページで公表するという流れでよろしいかと思っておりますけども。

そうしますと、あと一つ、これまでも同じく外部で評価をしてきまして公表もしてきたというふうなことだったんですけども、なかなかこの進捗が図られていない結果というのが出ていまし

て、この総合計画に書いてあります内容でいきますと、達成状況、約70%未満が約3割あるという結果が出ております。それで、第2次総合計画が途中経過の結果ではありませんけれども、3割ほどがおくれているという結果が出ているわけなんですけれども、これをもっと改善させたいと思った場合に、毎年ローリングによる見直しの結果というのを、今までは、私たち議員もそうなんですけれども、市民にも公表していなかったんじゃないかと思うんです。その辺を今後、ローリング計画、見直した結果もお示ししていただきたいと思っているんですけれども、いかがでしょうか、その辺はできますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 第2次総合計画の進捗状況ですが、ただいま議員がおっしゃいましたように、平成29年、3カ年の進捗状況がただいま言われましたように70%未満ということが3割ということになっております。今後、30、31年で、今、進捗状況を確認しているところですので、その後につきましては結果を改めて公表したいと思っております。

また、第3次総合計画のローリングの具体的施策につきましては内部で検討して、見直し等の結果等につきまして報告させていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） 最後のところなんですけど、内部で見直しをした結果を報告すると、今、どこに報告するというふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 報告が可能な分につきましては、ホームページ等で公表させていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） もう3回目、終わりましたから。植村議員。

○議員（3番 植村 圭司君） わかりました。ローリングの結果も公表していただけるということですので、極力表に出して、誰でもが評価できる状態でしていただきたいと思っております。それをお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 済みません、通告なしで申しわけないですけれども。

先ほど清水議員の質疑の中で、市長、教育長の行政責任というのはお聞きをいたしました、請負業者及び施工監理業者と、ほかに電気なんかも別注だったですか、その辺の対応の部分を教えていただければいいと思いますけれども。

○議長（豊坂 敏文君） 副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 中田議員の御質問にお答えをいたします。

今回の芦辺中学校の件につきましては、本当にこれまで御迷惑をおかけいたしまして、ようやく10月31日に竣工を見たところでございます。そしてまた、11月1日から学校が開校されたところでございますけれども、この件に関しまして、施工業者につきましては、本体工事がなかはら、そしてまた電気・機械設備等と、それから施工監理業者という形で発注をいたしておるところでございます。

このおくれにつきましては、本体工事につきましては、市が発注する場合の入札参加の指名停止の措置要領に基づきまして、なかはらに対しまして、その指名停止の措置と、そしてまた、それに伴いまして損害金というのを請求いたしております。

そしてまた、電気・設備につきましては、本体工事のおくれによる影響でございますので、その責任は問えないということでございます。

そしてまた、施工監理業者につきましては、工程会議におきまして、その都度指摘をしておる、そして指導をしておる。そうした中で、その履行が建築本体工事を請け負っております業者になされなかったということで、その都度指摘をされておるということで、これに対しての施工監理業者の責任は問えないということに、この内容を、それまでの指導された経過を確認いたしまして、指名委員会で責任は問えないということと判断をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。ほかにありませんか。音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） 私も、議案第31号に関して御質問をいたします。

市長の先ほどの答弁によりますと、もろもろの法、規則に抵触することはないが、行政執行上の実質的な責任を感じて、この議案を提案したというふうに申し述べられました。そして教育長も、申し出があったから、同様に減額の議案を出したというふうに申し述べられました。私は、皆さん方に、このことで道義的責任を果たしたと感じておられるのかどうか、その件に関してお尋ねをいたします。

そして、今、同僚議員からございましたように、市長の行政報告の中で、業者に対する指名停止の処分をしたと。そのことに関しては、指名委員長であります副市長のほうからございました。建築施工業者に対して処分をしたと、そして遅延金は、もう既に納めてあると。公開できるのであればという前提のもとにお尋ねをいたします。どういう処分を下されたのか。例えば、指名停止3カ月とか5カ月とか半年とか、そうしたことが公表可能であれば、私は可視化していただきたいなど。

以上2点に関して、お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 7番、音嶋議員の御質問にお答えいたします。

責任のとり方は、道義的にとったのかということでございます。おっしゃるとおり、そうあるべきだということで、道義的な責任として提案をいたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 指名停止についての御質問でございます。

指名停止期間につきましては、5カ月間ということで停止の処分をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） わかりました、市長。その言葉を聞きたかったんです。道義的なかどうなのかということを知りたいです。

そして、指名停止の措置要領第2条、これを私が検索をすることができませんでした。簡潔に、副市長、この根拠たるが、5カ月になったという、その規則の解釈、これも申し上げます。守秘事項もあるでしょうが、公開可能であれば、ここでお示しをいただきたい。

○議長（豊坂 敏文君） 副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 御質問の指名停止の措置要領でございますけれども、第2条で、別表第1で契約違反というのがございます、3項に。市発注の工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の相手方として不適当であると認められるとき、その場合の条項と、別表第2で不正または不誠実な行為というものがございます。不正または不誠実な行為でございますけれども、業務に関し不正または不誠実な行為をし、工事等の契約相手方として不適当であると認めた場合ということになっております。1番目の契約違反の場合では、2週間から4カ月以内の措置と。そしてまた、別表第2の、先ほど言いました不正または不誠実な行為の場合は、当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内というふうな形で決められております。

そしてまた、第4条では、指名停止を行う場合において、有資格者が1つの事業について措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに、別表の各号に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間、短期及び長期とするということになっておりまして、今回の場合は別表第2のほうの不正または不誠実な行為の部分で該当いたしております。

そこで、この件につきましては、県のほうの話もちょっと聞きまして、それらを参考に今回の措置ということで指名委員会で決定をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（7番 音嶋 正吾君） いわゆる指名停止の期間、根拠を明確に述べていただきまして、ありがとうございました。

やはり、行政と請け負う側が、こういう、全て緊張関係の中に、今後、市政が遂行されますことを期待をいたして、私も、これで質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、以上で議案第31号外16件の質疑を終わります。

---

### 日程第18．議案第48号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第18、議案第48号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いします。

---

### 日程第19．議案第49号～日程第21．議案第51号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第19、議案第49号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第51号令和元年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）まで、3件を議題として、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第49号外2件の質疑を終わります。以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第31号から議案第47号まで及び議案第49号から議案第51号まで20件を、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第48号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号については、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例



第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に清水修議員、副委員長に中田恭一議員と決定いたしましたので、報告をいたします。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす12月10日火曜日午前10時から開きます。

なお、あすは一般質問となっており、4名の議員が登壇の予定となっています。壱岐ビジョン、壱岐エフエムにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようによろしく願いいたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時54分散会

---